

平成 29 年
第 6 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 29 年 6 月 29 日(木) 午後 3 時～

2. 場 所 南九州市颯娃保健センター

3. 出席委員(35 人)

会長 1 番 堀之内 和矢

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 宮原 俊郎 4 番 山脇 茂孝 5 番 中禮 隆一 6 番 東 鈴子
7 番 君野 潤二 8 番 武田 正喜 9 番 永山 明美 10 番 松村 孝徳
11 番 奥菌 克年 12 番 外菌 順子 13 番 松久保 英生 14 番 松永 正美
15 番 寶代 行廣 16 番 田中 泉 17 番 吉崎 重廣 18 番 下之門 信洋
19 番 梶山 俊孝 20 番 下永田 チサト 21 番 栗ヶ窪 和治
22 番 栢木 いさ子 23 番 東垂水 勝秀 24 番 仁田尾 三男
25 番 西牟田 實盛 26 番 武田 豊子 27 番 宮原 耕一
28 番 深町 幸子 29 番 吉崎 久男 30 番 小原 光則 31 番 有菌 正伸
32 番 大隣 講平 33 番 吉留 丘 34 番 有村 真知子 35 番 上野 茂

4. 欠席委員(0 人)

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 40 号 農地法第 5 条による農地転用許可後の事業計画
変更に対する承認について
- 日程第 6 議案第 41 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 42 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見
聴取決定について

- 日程第 8 議案第 43 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 9 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己 農政係長 加治佐和彦 係員 松元 久美
農地係長 上野 誠 係員 川畑 和成 係員 橋村 将平
係員 川原 三健

7. 会議の概要

開 会 午後 3 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。
「一同 礼」
ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。ただいまの出席人員は 35 名で、会議の定足数に達しております。
これより平成 29 年第 6 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 76 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、5番 中禮 委員、6番 東 委員を指名し、会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日6月29日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農用地利用集積計画の合意解約（10件）及び議案審議に関しない農用地利用集積計画の合意解約（6件）について説明いたします。3ページからになります。

今回、農用地利用集積計画による通知事案ですが、16件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほかの申し入れです。解約の主導は、貸し人主導が6件、借り人主導が10件で、解約の理由は、規模縮小が9件、耕作者変更が3件、所有権移転が2件、本人耕作が1件、中間管理への乗換が1件となっております。詳細は4ページから6ページをご覧ください。地目ごとの内訳は、田が2筆 3,568 m²、畑が24筆 35,676 m²、合計26筆 39,244 m²の合意解約となります。地域別では、潁娃地域2件、知覧地域2件、川辺地域12件となっております。以上でございます。

議 長 只今の事案について、質疑はありますか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 それでは、資料は8頁からになります。今回認定されたのは5件です。再認定が4件あります

先ず、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に御領地域で、カーネーション20aと甘藷、水稻の経営を行ってきましたが、今後、甘藷、水稻の面積を増やして、子供食堂にお米を提供し社会活動や耕作放棄地等の解消を図りたい考えです。経営改善目標を達成するために、ハウスの完全自動化、環境制御による増産を目指すための方策を希望しています。

次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、肥育専門（預託）で経営をおこなってきましたが、後継者が就農することから生産牛の自己更新等により増頭し繁殖率、育成率の向上を図り、将来的には一貫経営を目指し、経営の安定化を図りたい考えです。経営改善目標を達成するために、生産牛の増と受胎率の向上など技術の取得向上を図り、併せて研修等による経営の合理化や生産方式の合理化に努めるとともに農業委員会の優良農地の斡旋や制度資金等の活用による機械の更新や施設の更新などを希望しています。

次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、叔父と2人で共同経営を行い甘藷、露地野菜、水稻の経営を行ってきましたが、今年度から経営を引き継ぎ経営主となったので、肥培管理を徹底し、作物の品質向上を図りたい考えです。経営改善目標を達成するために、農地の連担化を図り又、研修等による経営の合理化や生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等の活用による施設等の更新を希望しています。

次に、枕崎市茅野町の〇〇〇〇さんです。これまで枕崎市と知覧に豚舎を所有し順次施設や機械等の整備を図り、規模拡大と、生産頭数の増を目指してきました。経営改善目標を達成するために、頭数の増、研修等による経営の合理化や生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等の活用を希望しています。

次に、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、採卵鶏

と水稻、甘藷の経営をおこなってきましたが、施設が老朽化しており、今後自己資金、補助金等を使い施設の更新、特にウインドレス鶏舎の建設により安心安全な鶏卵の生産並びに防疫対策の強化に努めたい考えです。また、鶏糞による完熟堆肥を作り耕種農家への販売等複合経営も目指しています。経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地のあっせんや経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金の活用を希望しておられます。尚、再認定等については、お目通しください。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議 長 次に、日程第5 議案第40号 農地法第5条による農地転用許可後の事業計画変更に対する承認についてを議題とします。事務局に提案説明をいたさせます。

農地係長 13頁、審議番号1番について説明いたします。申出者は、枕崎市緑町の〇〇〇さんです。平成28年5月に通所リハビリ施設を建設するため、5条の転用許可を受けていましたが、今回許可を受けた畑3筆とそれに隣接する北側の畑1筆を加え、一体利用して通所リハビリ施設と新たに老人ホームを建設するものです。許可を受けた畑3筆の申請農地は、知覧町〇〇ほか2筆、畑の1,827㎡です。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の14頁・15頁の地図をご覧ください。当初計画では、畑3筆を一体として、通所リハビリ施設を建設するものでしたが、新たに1筆を加え、合計4筆を一体利用して通所リハビリ施設と有料老人ホームを建設するものです。後ほど、新たに追加した畑については、5条申請でご審議して頂きます。以上で説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

田中委員 ここはもう工事は行っていますよね。

農地係長 行っています。通所リハビリ施設を建設するところは、現在工事を行い併せて、今回の申請地を加えて有料老人ホームを建設する予定です。

田中委員 今回の申請地はまだという事ですね。

農地係長 まだです。

議 長 他に質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第40号に係る案件については、申請どおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第40号に係る案件については、申請どおり承認することに決定されました。

議 長 次に、日程第6 議案第41号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明をいたさせます。

農地係長 それでは、農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。17 ㍴からになります。

今回の申請は、所有権移転7件であります。所有権移転について、譲渡人は指宿市開聞十町の〇〇〇〇さん、譲受人は頴娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほかの申請であります。内訳は、田が2筆で1,791 m²、畑が8筆で5,699 m²、合計10筆7,490 m²となっています。理由は、3番が山林との交換で、ほかは規模拡大によるものとなっております。土地の取引価格につきましては、10aあたり、田が306,000円で、畑が300,000円から515,000円で売買される予定です。地域別では、頴娃2件、知覧2件、川辺3件でございます。農地法第3条第2項各号の判断については、18 ㍴から21 ㍴の調査書のとおりでございます。以上の案件については、農地法第3条第2項各号には該当し

ないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第41号の案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第41号の案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第7 議案第42号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告を求めます。
まず、所有権移転の知覧地区分4件の報告をお願いします。

仁田尾委員 6月16日、武田豊子委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査をおこないました。知覧地区の審議番号1番から4番について報告いたします。

23番、審議番号1番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか1名、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇畑の507㎡です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地の面積が507㎡ですが、農地として残しても、狭小であり有効的な農地の活用が得られないのでやむを得ないものと判断しました。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の26頁・27頁の地図をご覧ください。申請地の北側及び西側は畑に、他は道路に接しています。現状のままで利用し、周囲に防護柵を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため柵を設置し道路側溝へ、汚水・生活雑排水は浄化槽で処

理し下水道へ放流します。日照通風等については建築高 5.4m 程度とするので、隣接農地に影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号 2 番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか 1 名、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の 400 m²です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇 k m の〇〇に位置します。詳細は、議案資料の 28 頁・29 頁の地図をご覧ください。申請地の東側及び北側は畑に、西側は宅地に、南側は道路に接しています。現状のままで利用するので、土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝に放流し、**汚水・生活雑排水は浄化槽で処理し下水道へ放流します**。日照通風等については、建築高 5 m 程度とするので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号 3 番です。譲受人が、枕崎市緑町の〇〇〇〇さん、譲渡人が、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか 2 名です。申請農地は、知覧町〇〇、畑の 1,353 m²のうち 755 m²です。申請人は、社会医療法人を営む法人です。平成 28 年 5 月に通所リハビリ施設を建築するため農地法第 5 条の転用許可を受けましたが、今回転用許可を得た畑 3 筆と隣接する北側の農地 1 筆を加えて一体利用して、通所リハビリ施設と新たに有料老人ホームを建設するものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇 k m の〇〇に位置します。詳細は、議案資料の 30 頁・31 頁の地図をご覧ください。申請地の北側は畑に、西側は宅地に、東側は雑種地（駐車場）に、南側は一体利用する転用許可を得た畑に接しています。1.0m 程度の切土を行い、境界には擁壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝に放流し、**汚水・生活雑排水は浄化槽で処理し下水道へ放流します**。日照通風等については、建築高 7 m 程度とするので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、老人ホームへの転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号 4 番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の 1,476 m²のうち 499 m²です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇 k m の〇〇に位置します。詳細は、議案資料の 32 頁・33 頁の地図をご覧ください。申請地の東側は畑に、南側は宅地に、ほかは道路に接しています。最高 50 c m 程度の盛土及び切土を行い

ますが、境界はブロック積みとするので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理し下水道へ放流します。日照通風等については、緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

武田委員

知覧地区分の審議番号5番から7番について報告いたします。

先ず、審議番号5番です。譲受人が、鹿児島市魚見町の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の498㎡です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものですが、申請地は、すでに造成済みであり、始末書が提出されています。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の34頁・35頁の地図をご覧ください。申請地の北側及び西側は畑に、南側は水路を挟んで畑に、ほかは道路に接しています。現状のままで利用し、境界には擁壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理し下水道へ放流します。日照通風等については、建築高7m程度とするので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号6番です。譲受人が、鹿児島市伊敷台の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇ほか1筆で、畑の1,467㎡です。申請人は、鹿児島市に本店を置き、電気工事、太陽光発電事業を行う法人で、今回事業拡大に伴い申請地を譲り受けて、社宅及び事務所兼倉庫、駐車場、資材置場を建築、整備するものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の36頁・37頁の地図をご覧ください。申請地の東側及び南側は畑に、西側は宅地と畑に、ほかは道路に接しています。1m程度盛土をし、境界には擁壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理し下水道へ放流します。日照通風等については、建築高7m程度とするので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、社宅及び事務所兼倉庫等への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号7番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか2名です。申請農地は、知覧町〇〇、畑の590㎡です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地の面積

が590㎡ですが、客用の駐車場等の利用を計画しており、また農地として残しても狭小であり、有効的な活用が得られないのでやむを得ないものと判断しました。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の38頁・39頁の地図をご覧ください。申請地の北側は道路に、ほかは畑に接しています。現状のままで利用し、境界には擁壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し下水道へ放流します。日照通風等については、建築高7m程度とするので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議長 次に、川辺地区分3件について報告をお願いします。

下永田委員 6月16日、桧木いさ子委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査をおこないましたので、報告いたします。川辺地区分の審議番号8番から9番について報告いたします。

審議番号8番です。譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、畑の143㎡です。申請地の北側に申請人所有の宅地があり、申請地を遺贈されたので、宅地と一体利用して貸駐車場として整備するものです。申請地は、すでに平成27年10月から使用されており、始末書が提出されています。申請地は、川辺庁舎の〇〇に位置します。詳細は、議案資料の40頁・41頁の地図をご覧ください。申請地の周囲は、全て宅地に接しています。最高1.2mの盛土を行い、境界には擁壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、日照・通風等については、隣接する農地はないので、影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号9番です。譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、大阪府豊中市の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、畑の430㎡です。申請人は不動産業も営む法人です。申請地周辺は、住宅地で利便が良いことから、宅地分譲するため、譲り受けて宅地造成しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇mの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の42頁・43頁の地図をご覧ください。申請地は、北側及び西側は道路に、ほかは宅地に接しています。最高0.5mの盛土を行い、境界には擁壁を設けるので土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し下水道へ放流します。日照・通風等については、

隣接する農地はないので、影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、宅地造成への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

杵木委員

川辺地区分の審議番号 10 番について報告いたします。譲受人が、南さつま市加世田〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、和歌山県和歌山市の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、畑の 744 m²です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、農家住宅を建築しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇mの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の 44 頁・45 頁の地図をご覧ください。申請地は、北側及び南側、西側は道路に、東側は、宅地と農地に接しています。現状のままで利用し、境界には擁壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽で処理し下水道へ放流します。日照・通風等については、緩衝地を設け建築高を 5.5m 程度とするので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、農家住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

先ず、審議番号 1 番ですが、立地基準ですが、申請農地は、周囲に 10 h a 以上の集団性があり、生産性が高いため第 1 種農地と判断されますが、申請地周辺には概ね 50m 以内に 3 戸以上の住宅が連担しているため、第 1 種農地の中で例外的に許可できる集落接続施設に該当すると思われます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号 2 番ですが、立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に

違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号3番ですが、立地基準ですが、上水道及び下水道が敷設された幅員4m以上の市道中の前線に面しており、かつ隣接地に医療機関・〇〇と概ね〇〇m以内に公共施設・〇〇があるため、第3種農地の都市的環境整備農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額を自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはありません。関係行政庁の免許、許可、認可等についても、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、通所リハビリ施設及び有料老人ホームへの転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号4番ですが、立地基準ですが、上水道及び下水道が敷設された幅員4m以上の市道〇〇線に面しており、かつ概ね500m以内に医療機関・〇〇と公共施設・〇〇があるため、第3種農地の都市的環境整備農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはありません。関係行政庁の免許、許可、認可等についても、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号5番ですが、立地基準ですが、申請農地は、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地周辺には概ね50m以内に3戸以上の住宅が連担しているため、第1種農地の中で例外的に許可できる集落接続施設

に該当すると思われます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、既に宅地造成済みであり、今回始末書が提出されているところです。ほかの必要な資金については全額融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号6番ですが、立地基準ですが、申請農地は、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地周辺には概ね50m以内に3戸以上の住宅が連担しているため、第1種農地の中で例外的に許可できる集落接続施設に該当すると思われます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、社宅及び事務所兼倉庫、駐車場、資材置場への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号7番ですが、立地基準ですが、申請農地は、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地周辺には概ね50m以内に3戸以上の住宅が連担しているため、第1種農地の中で例外的に許可できる集落接続施設に該当すると思われます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、必要な資金については自己資金及び融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号8番です。立地基準ですが、申請地は、都市計画法で第一種住居地域として用途区域が定められていることから、第3種農地の都市計画用途区域内農地と判断されます。続きまして、

一般基準の資力及び信用ですが、既に平成 27 年 10 月から貸駐車場として使用しており、今回始末書が提出されているところで、新たな資金証明は不要です。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、すでに転用済みであります。これらのことから、駐車場への転用はやむを得ないと判断するところでは、

次に、審議番号 9 番です。立地基準ですが、申請地は、都市計画法で第一種住居地域として用途区域が定められていることから、第 3 種農地の都市計画用途区域内農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、宅地造成での転用はやむを得ないと判断するところでは、

次に、審議番号 10 番です。立地基準ですが、申請地は、都市計画法で第一種住居地域として用途区域が定められていることから、第 3 種農地の都市計画用途区域内農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については自己資金及び融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、農家住宅への転用はやむを得ないと判断するところでは、

5 条の所有権移転の審議番号 11 番と 49 条の賃貸借設定の審議番号 1 番について、関連しますので併せて説明いたします。5 月の委員会でご審議頂きましたが、保留になった案件でございます。譲受人及び借人が、鹿児島市上荒田町の〇〇〇〇さん、譲渡人が 24 人で、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか 23 人と、貸人が 1 人で、鹿児島市平川町の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、ほか

57 筆です。内訳が、田が 2 筆で 1,128 m²、畑が 56 筆で 69,055 m²の合計 70,183 m²です。隣接地の山林 2 筆、宅地 5 筆、原野 5 筆を加え、合計 82 筆、89,568 m²を一体利用して、太陽光発電に適した申請地に発電施設等を設置しようとするものです。5 月の委員会の審議時点で、太陽光施設設置に伴う自治会への説明会が、実施されていない事と施設隣接地に居住されている方の同意が得られていないとのことで保留でしたが、6 月 25 日（日）に、自治会説明会がなされました。また施設隣接地に居住されている方の施設建設への同意書も提出されております。〇〇自治公民館での説明会では、工事中の安全対策、遮光フェンスの設置、雨水対策等の協議がなされ、〇〇と事業主の〇〇で覚書を交わすとの話し合いがなされたようです。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

吉崎委員 審議番号 11 番の案件ですが説明で〇〇に有るとありますが、所在地番の字が〇〇となっていますが入り込んでいるのでしょうか。

農地係長 この地区は、〇〇と〇〇が入り組んでいるところです。

小原委員 同じく 11 番ですが、地元と覚書を交わす予定であるとの説明ですが、覚書は交わされたのでしょうか。

農地係長 まだです。

小原委員 近頃、同じような事例で、いろいろな問題が発生しているようですので覚書が交わされてから審議をおこなえばどうでしょうか。

農地係長 この案件は、この後県、国へと上がっていく案件でもありますので、農地法関係事務処理要領に規定する処理機関の制約のあることから、覚書等の必要性の意見を付して県に送りたいところです。

田中委員 農業委員会が施行者と、地元との覚書にまで言及しない方がよろしいのではないかと思いますし、その権限もないと思います。ただ、市は再生エネルギーに関するガイドラインを作成した訳ですのでそこはしっかりやっ

ただきたいと思います。

下之門委員 6番の雑排水はどちらに流すのかと、土地の取得価格を教えてください。

農地係長 雑排水は、北側の道路の道路を渡った排水路に流します。又所得価格は9,000,000万円です。10a当たり6,130,000万円です。

梶山委員 審議番号3番の〇〇と〇〇は現在どうなっていますか。

農地係長 現在耕作されています。

梶山委員 そうすると今後周辺の方はやり難いのではないですか、今回その辺の了解をもらっているのでしょうか。

農地係長 〇〇は以前転用許可を出した飲食店の土地です。

田中委員 審議番号の9番ですが、転用目的が宅地造成とありますがいいのでしょうか。

農地係長 この地域が都市計画法で用途区分が住居地域として指定されているためその地域に限り可能であります。

吉崎委員 転用許可を出した後の事後確認のようなものはあるのでしょうか？

農地係長 事業主は、事業進捗状況報告を3ヶ月ごとに事業が終わるまで出すようになっております。

事務局長 今説明のありましたように、事業主は事業が終わりますと、所有権移転の登記は行うのですが、地目変更登記がされない案件が多く見受けられます。今後はその辺の指導も行っていかなければと考えているところです。

小原委員 太陽光は転用されると地目は雑種地ですか、それとも太陽光施設になるのですか。

農地係長 雑種地です。

議 長 他に質問、ご意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 42 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに意見聴取決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第 42 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 8 議案第 43 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。53 号からになります。

「所有権移転」についてですが、譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか 6 件であります。理由は、7 件とも規模拡大によるものとなっております。地目の内訳は田が 8 筆で 3,212 m²、畑が 5 筆で 6,576 m²であります。申請農地の取引価格については、10 a あたり 235,294 円から 699,300 円で売買される予定です。地域別では、潁娃 4 件、知覧 3 件となっています。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。55 号から 68 号です。利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか 90 件になります。設定面積は、田が 67 筆で 50,335 m²、畑が 69 筆で 111,047 m²、合計 136 筆の 161,382 m²になります。地域別では、潁娃が 13 件、知覧が 7 件、川辺が 71 件、合計 91 件となっております。

次に、「賃貸借権の転貸」の設定であります。69 号から 70 号です。利用権の転貸をするものは川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の転貸を受ける者は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか 1 件です。設定面積は田が 7 筆の

5,153 ㎡となっており、地域別では川辺地域2件となっております。

次に、「賃貸借権の移転」についてであります。71 ㍽から 72 ㍽になります。利用権を移転する者は、鹿児島市名山町の〇〇〇〇さん、利用権の移転を受ける者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか1件です。設定面積は、畑が3筆の4,221 ㎡となっており、地域別では知覧地域2件となっております。

次に、「使用貸借利用権の設定」であります。73 ㍽から 74 ㍽になります。利用権を設定する者は、千葉県野田市の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、頴娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。設定面積は、畑が1筆の574 ㎡となっており、地域別では、頴娃1件となっております。以上でございますが、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号4番については上野 委員が、議事参与の制限に該当しますので、まず、該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。
質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第43号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号4番を除く案件90件と賃貸借利用権の転貸の全案件と賃貸借利用権の移転の全案件そして使用貸借利用権の全案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第43号の案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号4番を除く案件90件と賃貸借利用権の転貸の全案件と賃貸借利用権

の移転の全案件そして使用貸借利用権の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 43 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。上野 委員の退室を求めます。
(上野 委員 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑がございませんので、採決いたします。
議案第 43 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、賃貸借利用権設定の番号 4 番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案 43 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。上野 委員の入室を許可いたします。
(上野 委員 入室)

議長 上野 委員に報告いたします。議案第 43 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議長 次にお諮りします。南九州市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規程の第 8 条により農地利用最適化推進委員候補の選考についてを議題とすることを議題として追加日程として宜しいかお伺いいたします。追加日程として宜しいですか。

委員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。それでは、次に、追加日程 1 議案 44 号 南九州市農

業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規程の第8条により農地利用最適化推進委員候補の選考についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農政係長 南九州市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規程の第8条により農地利用最適化推進委員候補の選考について説明申し上げます。新たに設置された、農地利用最適化推進委員は3月21日から募集を開始し再募集・再々募集を6月23日まで行い最終的に20人の定数に対して、22名の応募・推薦がありました。内訳としまして、18地区が1名ずつ、2地区が各2名でした。本日は1名ずつ出られた18地区の方の推薦についての承認と、2地区の各2名の方の1名の選考をお願いしたいところです。尚、今回は現農業委員会からの候補者の推薦という事で、委嘱の承認につきましては、7月20日の新農業委員での臨時総会で承認をいただくこととなります。以上ご審議がたよろしくお願いいたします。

議 長 これより審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

田中委員 農業委員の評価委員会があるのになぜ最適化推進委員の選考を農業委員会で行わなければならないのでしょうか。

事務局長 農業委員は、市長が議会に提案し、同意を得て市長が任命いたしますが最適化推進委員は農業委員会で委嘱することになるからであります。

田中委員 我々は今度やめていくわけですが、その我々が決めていいものなのでしょうか。

事務局長 7月31日の総会で委嘱するために、7月20日の臨時総会で委嘱者を承認してもらう必要がありますので、どうしても今回の総会で候補者を決めていただきたいところです。

議 長 よろしいでしょうか、それではどのように決めますか、まず18地区の18名については、この方々にお願いするという事で宜しいでしょうか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 「異議なし」と認めます。次に残りの2地区についてどのように選考しま

すか。

複数委員 地区の委員として活動していただくのですから地区からの推薦者でいいのではないですか。

議長 地区からの推薦者ではとの意見ですがどうでしょうか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 他にご意見はありませんか。

それでは南九州市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規程の第8条により農地利用最適化推進委員候補の選考については1名ずつ応募・推薦のあった地区はその方々に、また複数の応募・推薦のあった地区については地区公民館長から推薦のあった方で、潁娃町別府地区については福留繁美さんを、川辺町川辺地区については外薮順子さんを選考することにご異議ありませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって議案第44号については、1名ずつ応募・推薦のあった地区はその方々に、また複数の応募・推薦のあった地区については潁娃町別府地区については福留繁美さんを川辺町川辺地区については外薮順子さん、を選考することに決定いたしました。

議長 次に、日程第9その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

田中委員 最後に2件ほどお願いと確認をさせていただきます。

お願いについては、今、浮辺地区の水田34筆約1.2haを畦畔除去をして荒地を畑の状態にしております。補助事業も使わずに自分たちで行い、あとは植え付けをするだけとなっています。そこで5年後10年後に境界復元の話が出てきたときに農業委員会のご協力をお願いしたいと。決して測量をお願いするとかではなく立会ぐらいはお願いできないでしょうかという事です。

それと、もう1件は今回の農業委員の募集で市が公に募集をかけたときに市が設置する他の附属機関の委員でない者という項目が含まれておりました。これにつきましては第2回の農業委員会の時に事務局長の方から説明が

ありました。又、第3回の時にも説明がありその時自治会長、公民館長は応募できない旨の説明があったと思いますが、聞くところによりますと、これは南九州市だけの事項だったのではと思います。また、各地域、団体に推薦を依頼しておられますが、推薦や応募をしてもらった以上はその結果を知らしめるべきではないでしょうか。

事務局長 まず、浮辺地区の土地については、境界復元等の話ができましたら図面の取得や、立会など協力できるところは協力させていただきます。

次に、農業委員の応募等の件につきましては第3回の時にも申し上げたと思いますが、自治会長、公民館長については市の附属機関の委員には該当しませんが、その地域の事について十分熟知しているので、農業委員、最適化推進委員等の協力者として連携を取っていただきたく先のような要件を設けたところであります。また、選考されなかった候補者に通知をどうするかについては、総務課と協議を行い対応したいと思います。

議　　長 他に何かありませんか

委　　員 「なし」の声あり

議　　長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか

事務局長 今後の日程について連絡する。

議　　長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委　　員 「なし」の声あり

議　　長 他にございませんか。

議　　長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委　　員 「なし」の声あり

議　　長 他にございませんか。

議　　長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の

審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成 29 年第 6 回南九州市農業委員会を
閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 時

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 5 番 _____

会議録署名委員 6 番 _____